

◎ サーバ管理型乗車券取扱規程

制定 2021.9

第1章 総 則

(この規程の目的)

第1条 この規程は、南海りんかんバス株式会社(以下「当社」という。)が、乗降情報をサーバ上に電子式証票として管理するための識別番号が記録された媒体を乗車券として当社線を利用する旅客の運送等について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便性向上と事業の能率的な遂行を図ることを目的とします。

2 第1項に定める識別番号(以下「ID」という。)には次の2種類があります。

- (1) クレジットカード会員番号等
- (2) 2次元バーコードの識別番号等

(用語の意義)

第2条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「当社路線」とは、当社が経営するバス路線をいいます。
- (2) 「運送約款」とは、当社が道路運送法に基づく認可を受けた一般乗合旅客運送事業運送約款をいいます。
- (3) 「サーバ管理型乗車券」とは、媒体と乗降情報を組み合わせたものをいいます。
- (4) 「後払い式サーバ管理型乗車券」とは、サーバ管理型乗車券のうち、クレジットカード会員番号等のIDが記録されたもので、普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車に利用できる媒体をいいます。
- (5) 「南海デジタルチケット」とは、サーバ管理型乗車券のうち、2次元バーコードのID が表示されたものをいいます
- (6) 「対応カード端末機」とは、サーバ管理型乗車券に対応したカード端末機をいいます。
- (7) 「乗車券管理サーバ」とは、サーバ管理型乗車券のID、乗降情報、商品内容等を管理するサーバをいいます。

(適用範囲)

第3条 サーバ管理型乗車券による旅客の運送等については、この規程の定めるところによります。

2 この規程が改定された場合、以後のサーバ管理型乗車券による旅客の運送等については、改定された規程の定めるところによります。

3 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注)別に定めるものの主なものは、次のとおりです。

- (1) 運送約款
- (2) その他達示類
- (3) 業務マニュアル等当社が定めるもの

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 後払い式サーバ管理型乗車券による旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思

表示があった場合を除き、乗車時に対応カード端末機による読取処理をしたときに成立します。また、南海デジタルチケットは、乗車券を購入する際、利用者自らが情報端末で操作を行い、購入内容等をシステムに送信し、システムがその情報を受信した後、購入情報等を利用者へ返信したときに成立します。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

(規則等の変更)

第5条 この規程及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することがあります。

(旅客の同意)

第6条 旅客は、この規程及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(取扱区間)

第7条 対応カード端末機を設置した車両、または対応カード端末機にはサーバ管理型乗車券を取り扱う旨の所定の標識を表示するとともに、サーバ管理型乗車券の有効区間を関係の営業所に掲示します。

2. 前項の定めにかかわらず、対応カード端末機を設置しない車両では取扱いません。

(使用方法)

第8条 サーバ管理型乗車券を用いて乗車するときは、停留所相互間を乗車の目的で対応カード端末機による読取処理をして乗車し、同一のサーバ管理型乗車券により対応カード端末機による読取処理をして降車しなければなりません。

(使用の制限)

第9条 1回の乗車につき、2以上のサーバ管理型乗車券を同時に使用することはできません。

2 乗車時に使用したサーバ管理型乗車券を降車時に使用しなかった場合は、当該サーバ管理型乗車券で再び乗車することはできません。

3 サーバ管理型乗車券の破損、対応カード端末機の故障又は停電等により対応カード端末機によるサーバ管理型乗車券の読み取りが不能となったときは、サーバ管理型乗車券は直接、対応カード端末機で使用することができません。

4 有効期限の定めがあるサーバ管理型乗車券は、その有効期限を超えて使用することができません。

5 偽造、変造又は不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用することはできません。

(制限又は停止)

第10条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、次の各号に掲げるサーバ管理型乗車券による当社路線の取扱制限又は停止をすることがあります。

(1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、若しくは乗車する自動車等の制限

(2) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限又は停止

2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係営業所に掲示します。

3 本条に基づくサービスの取扱制限又は停止に対し、当社はその責を負いません。

(紛失)

第11条 乗車後、サーバ管理型乗車券を紛失した場合、乗車停留所から降車停留所までの普通旅客運賃を収受します。

2 サーバ管理型乗車券の紛失に対し、当社はその責を負いません。

(利用履歴の確認)

第12条 旅客は、乗車券管理サーバと接続するWebサイト等において、サーバ管理型乗車券の利用履歴を確認することができます。なお、利用履歴の内容は、サーバ管理型乗車券を使用して対応カード端末機により乗降を行った場合の利用月日及び利用区間等とします。

(効力)

第13条 第8条の規定により使用するサーバ管理型乗車券の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効とします。

(2) 乗車後は当日に限り有効とします。

(3) 途中下車の取扱いはしません。

(運賃)

第14条 サーバ管理型乗車券が適用されるのは大人普通旅客運賃に限ります。

(無効となる場合)

第15条 サーバ管理型乗車券は、次の各号の1 に該当する場合は無効とします。

(1) 旅行開始後のサーバ管理型乗車券を他人から譲り受けて使用したとき

(2) 係員の承諾を得ないで対応カード端末機による読取処理をせずに乗車したとき

(3) その使用方法に基づかず使用したとき

(4) 偽造、変造又は不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用したとき

(5) その他不正乗車的手段として使用したとき

2 偽造、変造又は不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用しようとした場合は、無効とします。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第16条 前条第1項の規定によりサーバ管理型乗車券を無効とした場合は、旅客の乗車停留所からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、運送約款第27条の規定を準用して計算します。

3 前回利用時の出場情報がないサーバ管理型乗車券の取扱いは、別に定めるところによります。

(サーバ管理型乗車券障害時の取扱い)

第17条 破損等によりサーバ管理型乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合の取扱いは別に定めるところによります。

(自動車の運行不能の場合の取扱方)

第18条 旅客は、対応カード端末機による読取処理をした後、自動車が運行不能となった場合は、別に定めるところによります。